

移動等円滑化取組計画書

2024年 5月 24日

住 所 広島市中区東千田町2丁目9番29号

事業者名 広島電鉄株式会社

代表者名 代表取締役社長 椋田 昌夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が保有する乗合バス車両（適用除外認定車両除く）において、2023年度末時点でのノンステップバス導入率は75.3%、ワンステップとの合計で98.8%となっている。こうした状況を踏まえ、今後の更新車両は全てノンステップバスの導入を推進し、2024年度末までにノンステップバス導入率79.7%を目標とする。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

広島県の推進する「あいサポート運動」企業に認定されており、従業員に対して積極的に障害者に関する教育を実施する。

今後も「接遇研修プログラム」の内容に沿った形で充実を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの 導入	2024年度20両導入予定

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両設備の充実	乗車口へスロープ板を設置し車いすで円滑に乗降を可能とし、車内に車椅子スペースと固定装置を配備する。 バス停案内は音声と文字情報で行い、乗務員との意思疎通については筆談具を車内に備える

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車両へステッカーの貼付 優先席の明確化 混雑場所の人員配置	優先席座席の表示にピクトグラムを用いたステッカーを貼付する。 優先席付近の手摺・つり革の色を変え明確化を図る。 混雑の激しい広島駅、広島バスセンター等では人員を配置し、旅客支援のための充実を図る。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスロケーションシステムによる情報提供	スマートフォンなどからのWeb検索により、バスの接近情報とバスの車種（ノンステップバス・ワンステップバス）が確認できるバスロケーションシステムの提供を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害に関する研修の実施	入社時において座学・体験を交えて、高齢者・障害者の対応から理解まで全般的な教育を実施する。 定期的に入社時に学んだ内容のリマインドに努める。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車外・車内へのステッカーの貼付	車外へは車いす、及びベビーカーの利用ステッカーを貼付し、車内へは優先席・ベビーカー・ヘルプマーク等のステッカーを貼付 する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

乗務員だけでなく、全社員に対してバリアフリーに対する理解度を高めるための活動を展開し、利用者のご意見を共有しながら障 害 者等への利用促進を図る。
 自立訓練施設が主催するノンステップバス乗車体験会へバスと講師を派遣し、利用促進を図る

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし。		

V 計画書の公表方法

ホームページへ掲載。

VI その他計画に関連する事項

特になし。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。